

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社サンコーネーム
- (2) 代表者 代表取締役 山口 大介
- (3) 所在地 大阪府枚方市走谷一丁目 13 番 24-2 号

#### 2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 グループホームみらい
- (2) 所在地 大阪府四條畷市美田町 14 番 7 号
- (3) サービス種別 共同生活援助

#### 3 処分日

令和 4 年 3 月 14 日（月曜日）

#### 4 処分の内容

指定の一部効力の停止

令和 4 年 3 月 15 日から 3 か月間

#### 5 処分の理由

不正請求

夜間支援等体制加算 I は、利用者数に応じた単位数を算定するものであるが、利用者数が多い日においても、少ない利用者数として高い単位数で算定し、報酬を不正に請求し、受領した。